

令和8年4月19日執行与那原町長選挙

B

# 候補者等の手引き

与那原町選挙管理委員会

## はじめに

この「手引き」は、令和8年4月19日執行の与那原町長選挙にあたり、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物品等について、ご注意いただきたい事項等をまとめたものです。もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請又は法令の解釈等に疑問の点がありましたら、遠慮なく当委員会へお問い合わせください。

与那原町選挙管理委員会

委員長 上原 秀雄

### 凡 例

法	・・・・・・・・	公職選挙法
令	・・・・・・・・	公職選挙法施行令
規則	・・・・・・・・	公職選挙法施行規則

# 目 次

## I 選挙運動

与那原町長選挙における主な選挙運動一覧	6
1 選挙運動の期間	10
2 選挙事務所	10
3 休憩所等の禁止	10
投票所入口から300メートル区域図	11
4 選挙運動を禁止される者	12
5 特殊な選挙運動方法の禁止	13
6 選挙運動用の自動車	14
7 選挙運動用の拡声機	16
8 選挙運動用通常葉書	16
9 選挙運動用ビラ	17
10 選挙運動用ポスター	17
11 選挙事務所に掲示できる文書図画	18
12 選挙運動用自動車等に使用する文書図画	18
13 個人演説会で使用する文書図画	19
14 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類	19
15 新聞広告	19
16 選挙運動放送の制限	20
17 個人演説会	20
18 街頭演説	20
19 インターネット等を利用する方法による選挙運動	21

## II 選挙運動費用

1 出納責任者	24
2 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償	25
3 報酬の支給	26
4 選挙運動費用の制限額	26
5 選挙運動に関する収入及び支出	27
6 選挙運動費用収支報告書の提出	28
7 選挙公営に係る収入・支出の記載要領一覧	29
選挙運動費用収支報告書の記載例	30

### III 寄附の禁止

- 1 町と特別の関係がある者の寄附の禁止 . . . . . 4 6
- 2 候補者等の寄附の禁止 . . . . . 4 6
- 3 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止 . . . . . 4 6
- 4 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止 . . . . . 4 6
- 5 後援団体に関する寄附の禁止 . . . . . 4 6
- 6 公職選挙法による寄附の制限一覧 . . . . . 4 7

### IV 証明書類

- 選挙運動用通常葉書使用証明書 . . . . . 4 9
- 選挙郵便物差出票 . . . . . 5 0
- 新聞広告掲載証明書 . . . . . 5 2

# I 選挙運動

## 与那原町長選挙における主な選挙運動一覧

区 分	説 明	根拠法令
選挙運動用自動車 (船舶)	<p>1. <u>使用できる台数 1台</u></p> <p>2. <u>自動車の種類</u> 使用できる自動車の種類は次のようなものに限られるが、宣伝カー構造のものは使用できない。</p> <p>(1) 乗用自動車 定員10人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや、側面、後面のないものは使用できない。</p> <p>(2) 小型貨物自動車（バン型） 定員4人以上10人以下のもの。ただし、屋根の開閉ができるものや、側面、後面のないものは使用できない。</p> <p>(3) 四輪騒動式の自動車（ジープ） 車輻重量2トン以下のもの。ただし、屋根、側面、後面が開いているものは使用できない。</p> <p>(注) 1. これらの自動車でも、走行中に、上面、側面又は後面の全部又は一部（窓を除く。）を開放して使用することはできない。 2. オープンカーは使用できない。</p> <p>(4) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車</p> <p>3. <u>表示板・・・自動車には、前面の見やすい箇所に、町選管から交付される表示板をつけなければならない。</u></p> <p>4. <u>乗者人数・・・自動車には、候補者、運転手のほか町選管から交付される乗者用腕章をつけた運動員が4人まで乗車できる。</u></p> <p>5. <u>看板等・・・自動車に掲示できる看板等の文書図画（規格）273センチメートル×73センチメートル枚数の制限はなし。ただし、道路交通法との関係もあるので、事前に所轄の警察署に届け出ておくこと。</u> (注)・<u>車体に選挙運動用ポスターを貼り付けることもできる。</u></p> <p>6. <u>車上の選挙運動</u> (1) <u>走行中の自動車上においては、連呼行為以外の選挙運動は一切できない。また、この連呼は、8時から20時までの間に限られる。</u> (2) 街頭に自動車を止めて演説する際には、町選管から交付される街頭演説用の<u>標旗を掲げなければならない。</u> <u>また、この街頭演説も8時から20時までの間に限られる。</u></p>	<p>法141条 令109条の3</p> <p>法141条</p> <p>法141条の2</p> <p>法143条</p> <p>法141条の3</p>

区 分	説 明	根拠法令
拡声機	1. 使用できる数・・・一そろいに限る。ただし、個人演説会の開催中、その会場において別に一そろいを使用できる。 2. 表 示 板・・・自動車で使用する拡声機には、町選管が交付する表示板を、マイクروفンの下部等一定の場所にとりつけておかなければならない。	法141条  法141条
選挙運動用 通常はがき	1. 頒布できる枚数・・・2,500枚以内 2. 「選挙用」の表示 <u>候補者は、立候補届出の後に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を、日本郵便株式会社の営業所に提示して「選挙用」の表示を受ける。</u> 3. はがきの差出し はがきを出すときは、日本郵便株式会社の営業所の窓口を通して行わなければならない、ポストに直接入れたり、自分で又は他人を使用して直接配達することはできない。	法142条 郵便規則 3  郵便規則 8
選挙運動用 ポスター	1. 掲示場所・・・町選管が設置するポスター掲示場の定められた区画番号の箇所に限る。 2. 掲示枚数・・・ポスター掲示場1カ所につき1枚 (ポスター掲示場数 町内10カ所) 3. 規 格・・・長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えないもの。 4. 掲示責任者等の記載 <u>ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名(法人にあつては、名称)を記載しなければならない。</u>	法143条  法143条  法144条  法144条
選挙運動用 ビラ	1. 種類及び枚数・2種類以内、併せて5,000枚 2. 規 格・・・長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル(A4判)を超えないもの。 3. ビラには選挙長が交付する証紙を貼らなければならない。 4. 頒布方法・・・新聞折込、選挙事務所内、個人演説会場内及び街頭演説会 5. 掲示責任者等の記載 <u>ビラの表面に、掲示責任者及び印刷者の住所及び氏名(法人にあつては、名称)を記載しなければならない。</u> 6. 散布は禁止されている。	法142条 法142条 法142条 令109の6 法142条 法142条

区 分	説 明	根拠法令
個人演説会	<p>1. 開催できる者 候補者に限られる。候補者以外の何人も個人演説会を開催することはできない。なお、演説は、候補者以外の者もすることができ、また、テープ等を使用してもよい。</p> <p>2. 公営施設の使用 公営施設を利用する場合は、同一施設ごとに1回だけ無料で使用することができ、使用時間は1回につき5時間以内である。</p> <p>3. 会場内で使用できる文書図画 個人演説会の会場内（会場入口を含む。）では、縦273センチメートル、横73センチメートル以内の看板等（枚数制限なし）。</p>	<p>法161条 法162条 法164条の4  法164条 令112条  法143条 法164条の2</p>
街頭演説	<p>1. 標旗の掲示 <u>街頭演説を行うためには、演説者は必ずその場所にとどまっていなければならない。また、町選管が交付する標旗を掲げなければならない。</u></p> <p>2. 人数の制限 <u>街頭演説に従事することができる者は、15人を超えてはならず、かつ一定の腕章をつけなければならない。</u> (候補者及び運転手を除く。)</p> <p>3. 文書図画の制限 街頭演説の場所では、その演説中、ポスター、看板の類は一切使用できないが、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車に取りつけられているものは差し支えない。</p> <p>4. 街頭演説の時間 <u>8時から20時までの間に限られる。</u></p> <p>5. 連呼行為 街頭演説の一部として連呼することは許されている。</p>	<p>法164条の5  法164条の7  法143条  法164条の6 法140条の2</p>
連呼行為	<p>1. <u>連呼のできる場所</u> 演説会場、街頭演説（演説を含む。）の場所及び選挙運動用自動車の上。ただし、演説会場において、会場の入口や窓から外に向って連呼することはできない。</p> <p>2. <u>連呼ができる時間</u> <u>8時から20時までの間に限られる。ただし、個人演説会の会場では、演説の前後又はその合間に、演説会の開催中、連呼することができる。</u></p>	<p>法140条の2 法141条の3  法140条の2 法164条の6</p>
選挙事務所の設置	<p>1. 設置数・・・<u>1箇所</u>に限られる。</p> <p>2. 設置場所・・・別段制限はない。<u>ただし、投票日当日には、投票所を設けた場所から300メートル内にある選挙事務所は、閉鎖するか又は移転を要する。</u></p>	<p>法131条 法132条</p>

区 分	説 明	根拠法令
	<p>3. 表示用看板等 選挙事務所には、その表示のために看板等を掲示することができる。</p> <p>(1) 規 格・・・看板類（ポスター、立札等）は、縦350センチメートル、横100センチメートルを超えないもの。 ちょうちんの類は、高さ85センチメートル、直径45センチメートルを超えないもの。</p> <p>(2) 数 量・・・看板の類 合計3以内 ちょうちんの類 1箇</p>	法143条
候補者が着用し、使用するもの	<p>1. 種 類・・・たすき、腕章、胸章、はちまきの類</p> <p>2. 規格等・・・候補者が着用しているかぎり、数、規格、記載内容になんらの制限はない。</p> <p>3. 使用制限 たすき等これらのものに、候補者の氏名が記載されているときは、確認団体が行う政談演説会の会場や確認団体が行う街頭政談演説の場所等では使用できないので注意を要する。</p>	法143条
ウェブサイト等の利用	<p>1. ウェブサイト等を利用する方法 何人も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができる。（事前運動、未成年者等従前より選挙運動が禁止されている者は不可）</p> <p>2. 表示義務 選挙運動用ウェブサイト等には電子メールアドレス等を表示しなければならない。</p> <p>3. 選挙期日当日の取扱 ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。</p>	法142条の3
電子メールの利用	<p>1. 利用主体の制限 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画について、町村の選挙は候補者に限って頒布することができる。</p> <p>2. 送信先の制限</p> <p>① 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者</p> <p>② 政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった者</p> <p>3. 表示義務 送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければならない。</p> <p>4. 選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存義務有り</p>	法142条の4

## 1 選挙運動の期間（法 1 2 9）

- (1) 選挙運動は、立候補の届出のあった日（立候補届が受理された時）から選挙の期日の前日までの間に限られます。したがって、立候補届出前の一切の選挙運動は禁止されます。
- (2) 選挙の当日は、選挙運動は禁止されますが、次の行為に限り例外として許されます。
- ア 投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 メートル以外の区域に限り選挙事務所を設置すること。
- イ 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて 3 箇以内並びにちょうちんの類 1 箇を掲示すること。
- ウ 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。
- (3) 選挙の期日後は、当選または落選に関し、挨拶行為をすることが制限されています。
- ただし、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為は行うことができます。

## 2 選挙事務所（法 1 3 0、1 3 1、1 3 2）

選挙事務所とは、特定候補者の選挙運動に関する事務をある程度継続的かつ、総合的に取扱う一切の場所的設備をいうもので、単に一回限り演説の打ち合わせをするとか、あるいは単にポスター等の保管をしておく場所にすぎないような場合には選挙事務所とはいえません。

選挙事務所であるかどうかは、個々具体的な場合に依じて実態に即して判断されます。

したがって、名称が何であっても、その実質が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているようなものは、選挙事務所とみなされます。

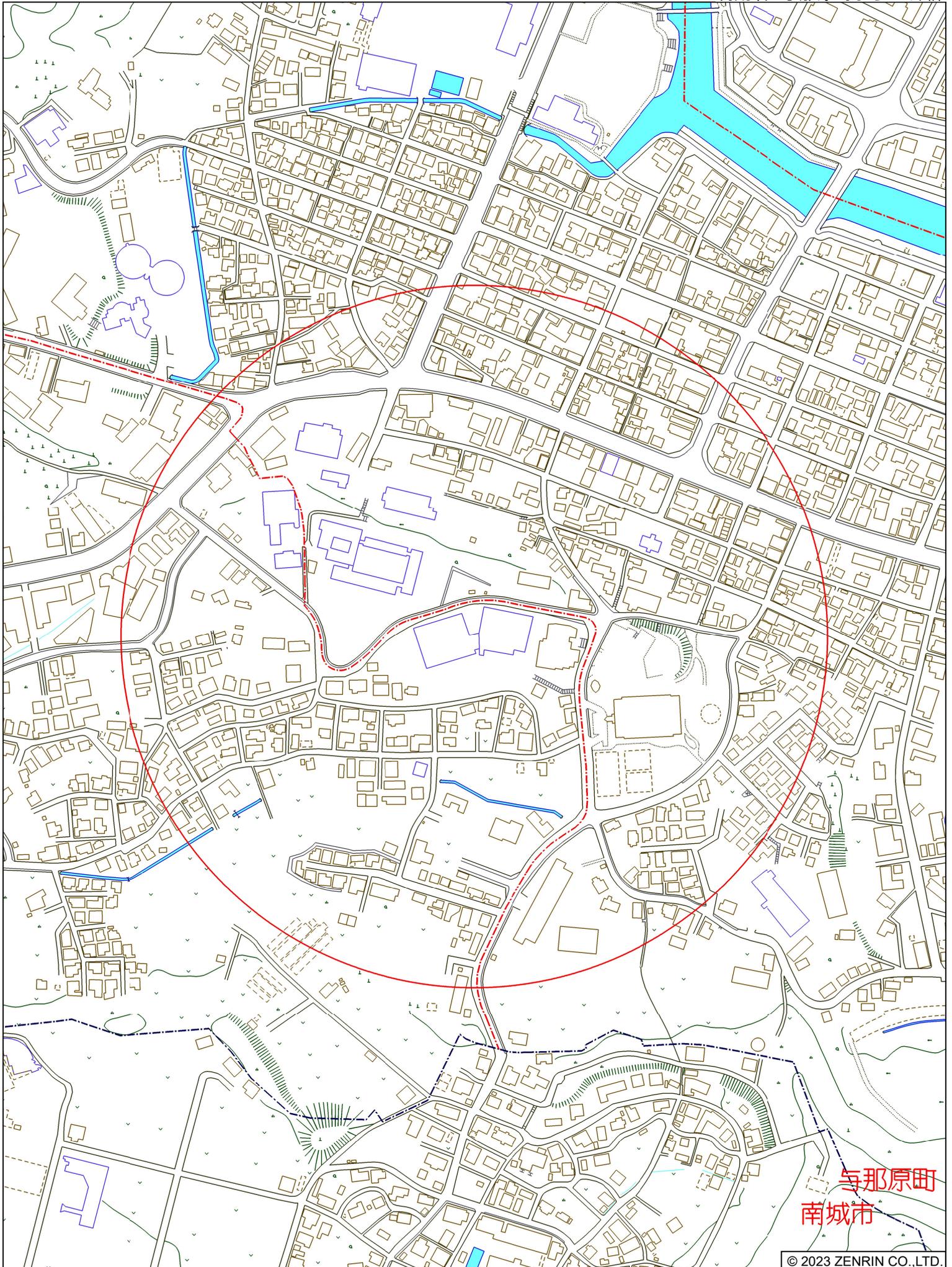
また、連絡所というような名称を有するものについても同様にその実態によって判断されます。

- (1) 選挙事務所を設置できる者は、候補者又はその推薦届出者に限られます。
- (2) 選挙事務所を設置したときは、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。
- (3) 設置することができる選挙事務所の数は、候補者 1 人につき 1 箇所です。
- (4) 選挙当日（投票日）は、投票所の入口から直線距離で 3 0 0 メートル以内にある選挙事務所は、閉鎖しなければなりません。

## 3 休憩所等の禁止（法 1 3 3）

休憩所その他これに類する設備は選挙運動のために設けることはできません。

休憩所とは、休憩を主たる目的として設けられた一切の場所的設備をいい、その他これに類する設備とは、設備構造その他の点で休憩所という程度ではないが、これに類するものをいい、選挙運動のために設けるものであれば選挙運動員、労務者の用に供すると、一般選挙人のために設けるとを問わず一切禁止されます。



与那原町  
南城市

© 2023 ZENRIN CO.,LTD.

## 4 選挙運動を禁止される者

### (1) 選挙事務関係者（法135）

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。期日前投票管理者は、期日前投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

### (2) 特定公務員（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員等は選挙運動をすることができません。

### (3) 公務員等の地位利用による選挙運動（法136の2）

国又は地方公共団体のすべての公務員及び公社、公庫等の役員、職員は、その他位を利用して選挙運動をすることができません。

### (4) 教育者の地位利用による選挙運動（法137）

教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

教育者の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその地位に伴って有する児童・生徒・学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいいます。直接、児童・生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの父兄、あるいはPTA等に働きかける場合も含まれます。

### (5) 年令満18歳未満の者（法137の2）

年令満18歳未満の者は、選挙運動をすることができません。また、何人も未成年者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動のための労務（例えば単なるポスターはり）に使用することはさしつかえありません。

### (6) 選挙犯罪者（法137の3）

選挙犯罪や政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権及び被選挙権を有しない者は、一切選挙運動をすることができません。

## 5 特殊な選挙運動方法の禁止

### (1) 戸別訪問（法138）

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別に訪問する行為は一切禁止されています。

なお、選挙運動のため戸別に演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知すること、また特定の候補者の氏名または政党その他の政治団体の名称を言いあるくことも禁止されています。

### (2) 署名運動の禁止（法138の2）

何人も選挙に関し、投票を得もしくは得しめ又は得しめない目的でもって選挙人に対し署名運動をすることは禁止されています。

### (3) 人気投票の公表の禁止（法138の3）

何人も選挙に関する事項を動機とし、公職につくべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されます。

### (4) 飲食物の提供の禁止（法139）

ア 何人も選挙運動に関し飲食物（湯茶およびこれに伴い、通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されています。

例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の激励のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供することが禁止されます。

イ ただし、選挙運動員と選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙事務所で食事するための弁当及び携行するための弁当で、選挙事務所で渡すものだけは提供できます。

しかし、この弁当については、次のような制限があります。

(ア) 立候補の届出後から投票日の前日までの間に提供するものであること。

(イ) 弁当の価格は、1食当たり1,000円、一日につき3,000円以内であること。

(ウ) 提供できる弁当の数は、選挙運動期間に通して225食分（1日15人分×3食×5日）以内であること。

### (5) 気勢を張る行為の禁止（法140）

何人も選挙運動のために自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることはできません。

### (6) 連呼行為の禁止（法140の2）

何人も選挙運動のため連呼行為をすることはできません。

ただし、次の場所においてする場合には一定の制限のもとにできます。

ア 演説会場において、演説の直前、直後及び開催中

イ 街頭演説の場所において、演説の前後またはその合間

ウ 8時から17時までの間に限り、選挙運動用自動車又は船舶の上において行う場合

この場合、連呼行為をする者は、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、マイクの音量を落すなどして、授業や療養に支障のないよう静穏の保持に努めなければならない。

## 6 選挙運動用の自動車

主として選挙運動のために使用される自動車は、その種類及び使用方法に次のような制限があります。

### (1) 使用できる自動車（法141、令109の3）

#### ア 乗車定員10人以下の乗用自動車

二輪自動車（側車付のものを含む。）以外のものについては、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部があければなしになっているものや屋根があっても一部が開いていたり、屋根をとりはずしたり、開くことができるものは使用できません。

一般的には、自動車の種別の番号が3□□とか5□□の車であれば使用できます。

#### イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

屋根、側面、後面の全部又は一部があければなしになっているものや、屋根がとりはずせたり、開くことのできる自動車は使用できません。

一般的には、いわゆるライトバン等のバン型の貨客兼用の小型自動車で自動車の種別の番号が4□であれば使用できます。

#### ウ 四輪駆動式（ジープ類）の自動車で車両重量2トン以下のもの

屋根、側面、または後面の全部または一部があければなしになっているものは使用できません。

上記の制限により、自動車を選挙運動のために使用できるのであるが、これらの自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて使用することはできません。

#### エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

町村の選挙について認められています。自動車検査証の自動車の種別の欄の記載が小型となっているもので、「用途」の欄の記載が貨物自動車になっているものです。

また、軽貨物自動車は、軽自動車の貨物自動車のことで、こちらは、乗員定員が4人以上10人以下のものでなくても使用できるし、屋根、側面、後面の全部又は一部があければなしになっているものでも、また、屋根が取り外せたり、開くことができるものであっても使用が出来ます。

### (2) 使用できる数（法141）

主として選挙運動に使用することができる自動車の数は、候補者1人につき1台に限られます。

### (3) 表示（法141）

主として選挙運動のために使用される自動車には、その冷却器の前面に町選管が交付する表示板を使用中常時掲示しなければなりません。

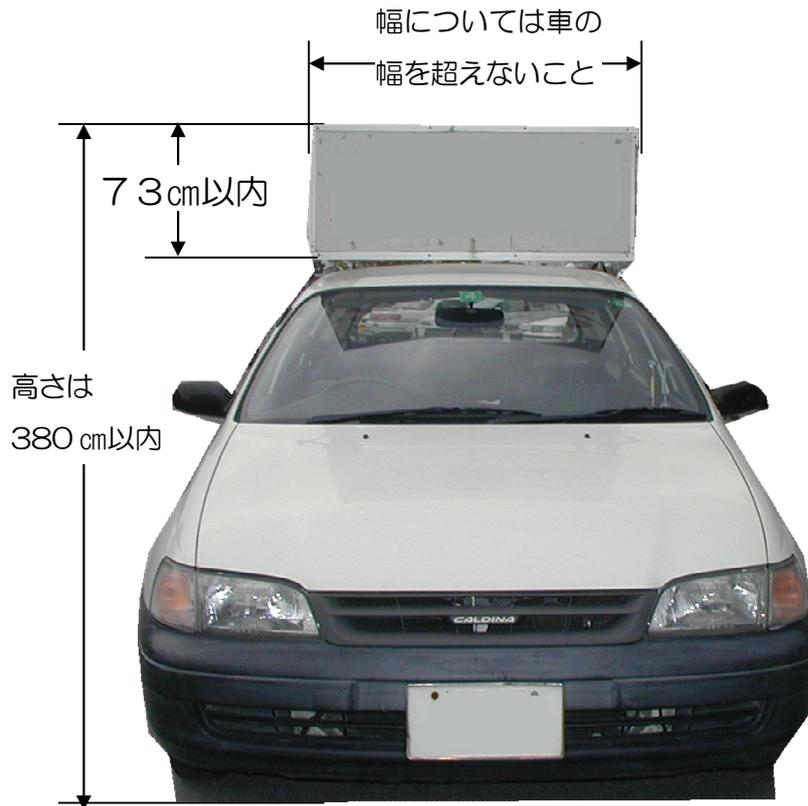
### (4) 自動車の乗車制限（法141の2）

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者及び運転手の外、町選管が交付する乗車用腕章をつけた4名を超えてはいけません。

### (5) 車上の選挙運動の禁止（法141の3）

停止した自動車の上における選挙運動のための演説及び停止中又は走行中の自動車の上における選挙運動のための連呼行為を除き、車上の選挙運動は禁止されます。

※運用改正により、警察署へ（制限外積載・設備外積載・荷台乗車）許可申請書の届出は必要なくなりましたが、違反した場合は取締の対象となるので、公職選挙法及び道路交通法に準じて自動車での選挙運動を行ってください。



- ① 看板は屋根にくっつけて取り付ける。
- ② 高さが380cm以内であっても脚を付け看板を持ち上げて取り付けることはできない。



## 7 選挙運動用の拡声機（法141）

(1) 主として選挙運動のために使用することができるものは、候補者1人につき1そろいに限られます。

ただし、個人演説会又はいわゆる幕間演説の開催中その場所において別に1そろい使用できます。同時に2箇所以上で個人演説会を開催するときは、それぞれの会場で1そろい使用できます。

(2) 表示（法141）

主として選挙運動のために使用する拡声機には、町選管が交付する表示板を送話口の下部に使用中常時掲示しなければなりません。

個人演説会等で開催中使用する拡声機には、表示は必要ありません。

## 8 選挙運動用通常葉書（法142）

選挙運動のために頒布することができる文書図画は通常葉書の外は一切認められません。通常葉書の枚数、入手方法等については、次に記載のとおりです。

(1) 枚数

頒布できる通常葉書の枚数は、候補者1人につき2,500枚です。

(2) 入手方法等

立候補届出の際、選挙長の発行する「選挙運動用通常葉書使用証明書」を指定された日本郵便会社の営業所に提示して選挙用の表示をしてある通常葉書の交付を受けるか、または、手持の私製葉書を立候補届出の前にあらかじめ準備しておき、その葉書に上記の証明書をつけて、指定された日本郵政株式会社の営業所に差し出して選挙用の表示を受けてください。

(3) 使用方法

選挙運動用の通常葉書は、候補者が使用することはもちろん第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうこともさしつかえなく、その記載内容についても制限はありません。

(4) 発送方法

選挙運動用の通常葉書を発送するときは郵便物の配達事務を取り扱う日本郵政株式会社の営業所の窓口に差し出さなければなりません。

直接ポストに投函したり、また郵便によらない方法、たとえば路上等で通行人に手渡すとか、人を使って配布させるなどはできません。

## 9 選挙運動用ビラ（法142）

### （1）種類、枚数（法142④IV）

2種類以内で、併せて5、000枚まで頒布することができます。

### （2）規格、届出、（法142⑦、⑧）

ビラの大きさは、長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル（A4判）を超えないもので、選挙長に届け出て、交付された証紙を貼付しなければ頒布することはできません。

### （3）頒布方法（法142⑥、令109の6）

ビラの頒布は、新聞折込による方法のほか、選挙事務所内、個人演説会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られます。

### （4）記載内容（法142⑨）

ビラに記載内容については、制限がありませんから政見の宣伝や直接投票依頼のために使用できます。ただ虚偽事項、利害誘導等の罰則にふれるようなことは書くことはできません。

**なお、ビラの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載又は印刷しなければなりません。**

## 10 選挙運動用ポスター（法143⑤V）

### （1）ポスターの規格（法144④）

選挙運動用ポスターの大きさは、長さ42センチメートル、幅30センチメートルを超えてはいけません。

### （2）ポスターの掲示（法144の2⑧）

選挙運動用ポスターは、町選管が設置するポスター掲示場に、一箇所につき1枚をあらかじめ決められた区画に掲示することとなっており、その他の場所には、一切掲示することができません。したがって、電柱とか、個人の家、塀等に掲示することは違反となります。

### （3）ポスターの記載内容（法144⑤）

ポスターの記載内容については、制限がありませんから演説会の告知や直接、投票依頼のために使用できます。ただ虚偽事項、利害誘導等の罰則にふれるようなことは書くことはできません。

**なお、ポスターの表面には、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地と法人名）を記載又は印刷しなければなりません。**

## 1 1 選挙事務所に掲示できる文書図画（法 1 4 3 ① I）

選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。

### （1）数量及び規格（法 1 4 3 ⑦⑨⑩）

ポスター、立札及び看板の類は、通じて 3 個以内に限られます。

通じて 3 個以内とは、ポスター 1 枚、立札 1 枚、看板 1 枚というようにその数の合計が 3 を超えないことであり、その数の配分については全く自由です。

また、これらの看板等の大きさは、縦 3 5 0 センチメートル、横 1 0 0 センチメートルを超えてはいけません。

ちょうちんの類は、1 個に限り掲示することができますがその規格は高さ 8 5 センチメートル、直径 4 5 センチメートル以内です。

### （2）記載内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、選挙事務所を表示するものであることが認められる内容の記載が必要であり、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できません。

ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に附随的に政見等を記載したり、候補者の写真等をはりつけることはさしつかえありません。

## 1 2 選挙運動用自動車等に使用する文書図画（法 1 4 3 ① II）

選挙運動のために使用される自動車、船舶にポスター、立札、看板及びちょうちんの類を取り付けて使用することができます。

### （1）数量及び規格（法 1 4 3 ⑨⑩）

ポスター、立札、看板の類には枚数の制限はないが、規格は、縦 2 7 3 センチメートル、横 7 3 センチメートル以内です。

ちょうちんは、1 個に限られ、規格は、高さ 8 5 センチメートル、直径 4 5 センチメートル以内です。

### （2）記載内容

記載内容については、別段制限はありません。

### （3）看板等の掲示

道路交通法による許可が必要な場合は、与那原警察署の指示を得ておくことが必要です。

### 1 3 個人演説会で使用する文書図画（法 1 4 3 ①Ⅳ）

個人演説会において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、看板及びちょうちん、映写の類を掲示することができます。

#### （1）数量及び規格（法 1 4 3 ⑨⑩）

ポスター、立札、看板の類は、会場内では枚数に制限はありませんが会場外（会場の一部で、入口等）では通じて 2 個までしか掲示できません。

ちょうちんの類は、高さ 8 5 センチメートル、直径 4 5 センチメートル以内のものを会場内か会場外に一箇所に限り掲示できます。

ポスター、立札及び看板の類の規格については、会場内、会場外ともに制限はありません。

#### （2）記載内容（令 1 1 0）

記載内容については、特に制限はありませんが、その表面に、掲示する者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

#### （3）掲示できる期間（法 1 4 3 の 2）

演説会場内に掲示したポスター、立札、看板、ちょうちんの類は、演説会の開催中に限られ、演説会の終了後は直ちに撤去しなければなりません。

### 1 4 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類（法 1 4 3 ①Ⅲ）

候補者は選挙運動のために、たすき、胸章及び腕章の類を使用することができます。たすき、胸章、腕章の類には、はちまき、帯等が含まれますが、いわゆるハッピー、前掛のようなものは含みません。また、記載内容の制限はなく、また規格についても制限はありませんが社会通念上認められるような大きさでなければなりません。

### 1 5 新聞広告（法 1 4 9）

新聞を利用して行える選挙運動は、定められた回数<sup>①</sup>の新聞広告のみであって、それ以外は一切禁止されています。候補者は、選挙運動の期間中 2 回に限り選挙に関し、新聞広告を有料で掲載することができます。

#### （1）規格及び内容（規則 1 9）

広告の規格は横 9. 6 センチメートル、縦 2 段組以内で広告の場所は、記事下に限り色刷りは認められません。

#### （2）掲載手続（規則 2 0）

新聞広告をしようとするときは、立候補届出の際、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を広告原稿とともに希望する新聞社に提出してください。

なお、広告を掲載できる期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までです。

## 1 6 選挙運動放送の制限（法 1 5 1 の 5）

何人も選挙運動のため放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して放送し、又は放送をさせることはできません。

## 1 7 個人演説会

個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とがあります。開催回数については、制限はありません。

個人演説会では、候補者本人はもとより候補者以外の者でも演説することができるし、録音盤を使用して演説することもできます。

### （1）公営施設使用の個人演説会（法 1 6 1、1 6 3、1 6 4、令 1 1 2）

#### ア 使用できる施設

使用できる施設は、学校、公民館（社会教育法にいう公民館をいう。）地方公共団体の管理する公会堂及び市町村選挙管理委員会が指定する施設です。使用時間は、1 回について 5 時間を超えることができません。

#### イ 施設の使用料

候補者 1 人について、同一施設ごとに 1 回限り無料となります。

#### ウ 開催手続

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合には立候補の届出後に、開催予定日前 2 日までに「個人演説会開催申出書」を町選挙管理委員会に提出しなければなりません。なお、開催日は、早くても告示日の翌々日以降となります。

### （2）その他の施設使用の個人演説会（法 1 6 1 の 2）

候補者は、公営施設以外の施設（地域の集会場等）を使用して個人演説会を開催することができます。この場合、候補者は、その施設の管理者の承諾を得ればよいということになります。

## 1 8 街頭演説（法 1 6 4 の 4、1 6 4 の 5、1 6 4 の 6、1 6 4 の 7）

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（空地等）で多数の人に向かって選挙運動のために演説することをいいます。

（1）街頭演説は、演説者がその場所に止まって、町の交付する標旗を掲げて行わなければなりません。したがって、道路を歩行しながらする演説や走行する自動車や自転車等の上からする演説は禁止されています。

（2）街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について 1 5 人を超えてはならず、しかもこれらの者は町選管が交付する腕章を着けなければなりません。

（3）街頭演説においては、録音盤を使用することができます。

（4）街頭演説は、20時から翌朝 8 時までの間はできません。また、学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません。

## 19 インターネット等を利用する方法による選挙運動

平成25年の法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち、一定のものが解禁されました。

### (1) 今までどおり規制されるもの

- ア 事前運動の禁止（法129）
- イ 未成年者の選挙運動の禁止（法137の2）

### (2) ウェブサイト等を利用する方法

ア 何人もウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができます。（法142の3①）（例：ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）

イ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが必要です。（法142の3③）

※ 電子メールアドレス等とは、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡する際に必要となる情報をいいます。具体例としては、電子メールアドレスの他、返信用フォームのURL、Xのユーザー名等が挙げられます。

ウ 選挙期日当日の扱い（法142の3②）

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日までに限られており、選挙当日の更新はできません。

### (3) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 町村の選挙において利用主体は候補者に限られます。候補者以外の一般有権者は引き続き禁止されています。（法142の4①）

イ 選挙運動用電子メールの送信先には以下の制限があります。（法142の4②）

（ア）選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者

（イ）政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった者

ウ 選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけられています。（法142の4④）

（例：受信を希望する旨のメール、受信申し込みの書面、メルマガの送信先リスト）

エ 選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示することが必要です。（法142の4⑥）

### (4) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等（法142の6）

選挙運動のための有料インターネット広告については、禁止されています。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

(5) インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為ができます。（法178②）

(6) インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪になる可能性があります。



## Ⅱ 選挙運動費用

## 1 出納責任者（法180、185、189）

候補者の選挙運動費の収支について、いっさいの責任を負うべき人が出納責任者です。

立候補の届出をした者は、直ちに出納責任者の届出を町選管に提出しなければなりません。この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をすることはできません。

### (1) 出納責任者の選任

出納責任者は、一般的には候補者が選任するのですが、候補者自ら出納責任者となることもできます。

### (2) 出納責任者の職務

出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を作成して備えつけ、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。これは、本来の選挙運動に関するものはもちろん、立候補の準備のためのものなど一切を含みます。なお、出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附その他の収入、支出に関する事項を記載した報告書を、選挙の期日後15日までに町選管に提出しなければなりません。この場合には、領収書の写しを添付する必要があります。

### (3) 出納責任者の支払権限

立候補準備するために要する支出及びに電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者又は出納責任者の文書による承諾を得た者でなければすることはできません。（法187①）

## 2 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償（法197の2、令129）

### （1）実費弁償の支給

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる運動員）及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができます。

この場合、労務者とは、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単なる機械的労務（例えば、ポスター貼り、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者です。

選挙運動に従事する者に対して、弁当料、茶菓子料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。

### （2）実費弁償の制限額

選挙運動に従事する者及び労務者に支給する実費弁償の額について、次の額の範囲内で支給しなければなりません。いかなる理由があるにせよ、これをこえて支給すると買収の推定を受けるおそれがあります。

#### ア．選挙運動に従事する者1人に対して支給することができる額

（ア）船 賃・・・水路旅行について、路程に応じた実費額

（イ）鉄道賃・・・鉄道旅行について、路程に応じた実費額

（ウ）車 賃・・・陸路旅行（鉄道旅行を除く）について、路程に応じた実費額

（エ）宿泊料・・・一夜につき23,000円（食料二食分を含む。）

（オ）弁当料・・・一食につき1,500円、1日につき4,500円

ただし、実際に弁当を提供した場合には、実費弁償として支給できる弁当料は、提供した弁当の実費相当額を差し引いた額である。

（カ）茶菓子料・・・1日につき1,000円

#### イ．選挙運動のために使用する労務者1人に対して支給することができる額

（ア）船賃、鉄道賃及び車賃、上記アの（ア）、（イ）、（ウ）に同じ

（イ）宿泊料（食料を含まない。）一夜につき20,000円

### 3 報酬の支給（法197の2、令129）

報酬は、選挙運動のために使用する労務者、選挙運動に従事する者のうち事務員、車上等運動員（いわゆるうぐいす嬢）及び手話通訳者に限り支給することができます。

#### （1）労務者に支給する報酬

ア 基本日額15,000円以内

イ 超過勤務手当1日につきアの5割以内

#### （2）事務員及び車上等運動員に支給する報酬

ア 支給できる期間

報酬を支給する場合には、立候補の届出後、報酬の支給ができる者を文書で町選挙管理委員会に届出なければなりません。届け出たときは、その日から選挙の期日の前日までの間支給できます。

イ 届出できる員数

事務員及び車上等運動員を通じて1日9人以内、日によって異なる者を使用する場合には、延45人まで異なる者を届け出ることができます。

ウ 支給額

選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき15,000円以内。専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、手話通訳者にあつては1人1日20,000円以内。事務員には超勤勤務手当を支給できません。

### 4 選挙運動費用の制限額（法194、196、令127）

選挙運動のために使い得る費用の最高額（法定制限額）は、選挙の期日の告示と同時に告示されます。

なお、算定は、選挙の期日の告示の日において選挙人名簿に登録されている者の総数に人数割を110円掛けて、得た額に130万円を加えた額が制限額となります。

（計算例（12月の定時登録時の登録者数で計算））

・与那原町選挙人名簿登録者数（令和7年12月1日現在）＝15,551人

・法定制限額＝（15,551人×110円）＋1,300,000円

＝3,010,610円

## 5 選挙運動に関する収入及び支出

### (1) 選挙運動に関する収入

「収入」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の收受、その他收受の承諾又は約束をいう」こととされ、金銭の收受だけでなく財産上の利益の享受も収入となる。例えば、無償で、選挙事務所を借りた場合等は、通常支払うべき借上料を寄附として収入に計上しなければなりません。

### (2) 選挙運動に関する支出

「支出」とは、「金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう」こととされ、立候補の準備行為や選挙運動の準備行為に要した費用もここに該当します。又、新聞広告に関する費用も支出とみなされます。

## 6 選挙運動費用収支報告書の提出（法 189）

### （1）提出期限

選挙期日後 15 日以内に、町選管に持参し、直接提出しなければなりません。なお、第 1 回の報告書提出後に、寄附その他の収入及び支出があったときは、その分についてのみ、その収支があったときから 7 日以内に前回の合計額に加算して提出してください。

### （2）収入簿及び支出簿への記載

選挙運動の費用として収入され、支出されたものは、そのつど収入簿及び支出簿（町選管交付）に記載し、記録しておいてください。なお、この帳簿は提出する必要はありません。

### （3）収支報告書の作成

収入簿及び支出簿に記載したものを、収支報告書の「収入の部」及び「支出の部」に整理し記載すること。

なお、支出は、次の項目に分けられた用紙にそれぞれ分類し記載すること。

#### （ア）人件費・・・事務員、車上運動員に対する報酬

なお、運動員等に支払われる実費弁償は、交通費、食糧費等として処理することになりますのでご注意ください。

#### （イ）家屋費・・・①選挙事務所費の選挙事務所自体と机などの備品の借上料。

また、事務所の電話を架設する費用も家屋費に含まれます。

②集合会場費として個人演説会場の借上料（備品も含む）

#### （ウ）通信費・・・事務上の連絡のための郵便料。電話の借上料と電話料。

#### （エ）交通費・・・運動員等の交通費

#### （オ）印刷費・・・ポスター及び葉書等の印刷に要した費用

#### （カ）広告費・・・立札、看板、たすき、拡声機等の費用

#### （キ）文具費・・・筆記用具、紙、その他消耗品代等である。

#### （ク）食糧費・・・湯茶及び茶菓子や法律で認めた範囲で支給される弁当等に要した費用

#### （ケ）休泊費・・・休憩及び宿泊に要した費用

#### （コ）雑費・・・（ア）から（ケ）まで以外の諸費、光熱水費。

例えば、看板の作成に当たって、看板屋に請け負わせたものならば広告費に入り、材料を提供して労務者を雇い作成したものであれば労務者に要した費は人件費に、材料費は雑費に、ペンキ等は文具費というようにそれぞれ分けることとなります。

以上 10 種について分類し、「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜この

10項目の中に当てはめて、支出の月日順に明細を記載しなければなりません。なお、記載要領について、詳しくは、次頁以降の記載例を参照してください。

(4) 選挙運動の費用とみなされないもの

次に掲げるものは、選挙運動費用とみなされないもので、選挙運動費用に算入する必要はありません。

(ア) 立候補の準備のために要した支出又は立候補届出後の支出で、候補者又は出納責任者となった者以外の第三者がした支出で候補者又は出納責任者の関知しないもの。

(イ) 候補者の使用した一切の交通費。

(ウ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出。

(エ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料（供託金）。

(オ) 選挙運動用自動車を使用するための支出、ただし車上の看板等は除く。

(5) 提出部数

(ア) 収支報告書1部（必ず複写し1部を控えとして保管してください）

(イ) 領収書その他の支出を証すべき書面の写し1組

(ウ) 寄附金控除のための書類 該当者ごとに1枚

## 7 選挙公営に係る収入・支出の記載要領一覧

選挙公営の項目	収入の部の記載	支出の部の記載
選挙運動用通常葉書の交付	記載の必要なし	記載の必要なし
選挙運動用ビラ及びポスターの作成費	選挙公営の適用がある場合は、参考欄に公費負担相当額を記載すること	記載の必要あり。公費負担分と自己負担分がある場合は、備考欄に「公費負担分〇〇円、自己負担分〇〇円」と内訳を記載し、自己負担分の領収書の写しを添付すること。
選挙運動用自動車の使用料・運転手報酬・燃料費	選挙運動に関するものとみなされないため、選挙公営の適用の有無にかかわらず記載の必要なし。	選挙運動に関するものとみなされないため、選挙公営の適用の有無にかかわらず記載の必要なし。
個人演説会の公営施設の使用料	記載の必要なし	記載の必要なし

(注) 第1回報告分は、5月4日(月)までに提出しなければならない。

**選挙運動費用収支報告書**

1 令和8年4月19日執行 与那原町長選挙

2 公職の候補者 住所 与那原町字〇〇〇〇〇〇〇〇番地  
氏名 与那原太郎

3 月 日から 月 日まで (第1回分)

4 収入の部

月 日	金額又は見積額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	100,000	寄附	〇〇市A町 1-2-3	A野太郎	各社役員		
月 日	100,000	"	〇〇市A町 463	B野太郎	農 業		
"	100,000	"	〇〇市A町 1-2-4	〇〇党			公認料
"	100,000	"	〇〇市A町 475	C野太郎	会社役員	机4, 椅子12 15,000円×2日	備品借上 無 償
"	100,000	"	〇〇市B町 40	A野次郎	会社員		
"	500,000	その他の 収入					借入金

立候補届出書に記載した住所・氏名

最初の収入又は支出があった日

収支報告書の提出日

「公認料」は寄附である。

① 無償の場合、同額が支出に計上される。

② 金銭以外の収入は数、金額見積りの根拠を記載する。

1件1万円を超えるものの「その他の収入」は内容を明記する。

1件1万円を超えるものの収入は各件ごとに記載

「寄附」と「その他の収入」に区分すること

4 収入の部

月 日	金額又は見積額 (円)	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	100,000	寄附					10,000円以下 11件
月 日	100,000	〃	〇〇市C町 563	D野次郎	会社員	1日 10,000円	労務無償提供
月 日	500,000	その他 の収入					自己資金
月 日	100,000	寄附	〇〇市A町 1-2-6	甲野太郎 後援会	政治団体		

1件1万円以下の収入は「寄附」「その他の収入」ごとに各収入日の合計を記載する。「寄附」は件数を備考欄に記載する。

← 候補者本人

← 1件1万円を超えるものの「寄附」は各件ごとに、住所（事務所の所在地）氏名（団体名）職業を記載する。

4 収入の部

月 日	金額又は見積り額 (円)	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積りの根拠	備考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
計	寄 附	800,000	「寄附」又は「その他の収入」の 種別ごとの合計				
	その他の収入	1,000,000					
	計	1,800,000					
前 回 計	寄 附		第2回の報告がある場合に、第1回に 報告した金額を記入する。				
	その他の収入						
	計						
総 額	寄 附	800,000	計と前回計の合計				
	その他の収入	1,000,000					
	計	1,800,000					

支出の部は、それぞれ別用紙に「人件費」「家屋賃」「通信費」「交通費」「印刷費」「広告費」「文具費」「食糧費」「宿泊費」「雑費」のいずれかに分類する。

労務者、事務員及び車上運動員の報酬。ただし、実費弁償は、交通費又は食料費に入る。

また、選挙運動自動車の運転手の雇料は含まない。

5 支出の部（人件費）								
月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	50,000	選挙 運動	労務者報酬	〇〇市C町 685	D野次郎	学 生		1日10,000円 ×5日
〃	50,000	〃	事務員報酬	〇〇市B町 1-2-3	B野一郎	無 職		〃 ×5日
〃	50,000	〃	〃	〇〇市E町2	E野次郎	学 生		〃 ×5日
月 日	75,000	〃	車上運動員 報 酬	〇〇市E町3	E野花子	〃		1日15,000円 ×5日
計	225,000	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出	225,000			

選挙運動事務等で、「報酬を支給する者の届出書」に記載されていない場合は支出できない。

↑ 区分の「立候補準備」の計

↑ 区分の「選挙運動」の計

選挙事務所に要する費用と、会場等使用に要する費用に分ける。  
 ↓ 選挙事務所借上料、備品借上料、電話架設費用、個人演説会場使用料等が考えられる。

5 支出の部 (家屋費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
選 挙 事務所費								
月 日	30,000	立候補 準備	備品借上料	〇〇市B町3	C株式会社	家具販売	机4、椅子12 5,000円×6日	無料借上
”	120,000	”	事務所 借上料	〇〇市E町11	F野三郎	商 業		借上期間 1か月
月 日	45,000	”	電話架設費	〇〇市G町10	G電報電話局			臨時電話 3 台
∫								
小 計	195,000							
集 合 会場費								
月 日	5,000	選挙 運動	演説会場 借上料	〇〇市G町12	G会館			大ホール
∫								
小 計	5,000							
計	200,000	立候補準備の ための支出	195,000	選挙運動の ための支出	5,000			

電話、封筒等通信に要する費用

5 支出の部 (通信費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	56,000	選挙 運動	通信用切手	〇〇市H町15	H郵便局			80円×700枚
月 日	35,000	〃	電話借上料 及び使用料	〇〇市G町10	G電報電話局			
計	91,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出	91,000		

運動員等のバス賃、タクシー賃等。ただし候補者の分は、選挙運動用費用とみなさない。また、選挙運動用自動車に関する費用（借上用、ガソリン代、運転手雇用料）は、選挙運動用費用とみなさない。

5 支出の部（交通費）

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	5, 0 0 0	選挙 運動	労務者車賃	〇〇市F町20	D野次郎	学 生		
〃	3 4, 0 0 0	〃	連絡者 ガソリン代	〇〇市F町30	Fガソリン スタンド			
〃	1, 0 0 0	〃	運動員 タクシー代	〇〇市F町35	B野一郎	無 職		
計	4 0, 0 0 0	立候補準備の ための支出		選挙運動の ための支出		4 0, 0 0 0		

ポスター、葉書の印刷費が主である。



5 支出の部 (印刷費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	400,000	立候補 準備	法定ポスター 印刷代	J・K印刷所				枚 月 日支払い
月 日	300,000	選挙 運動	法定葉書 印刷代	A・G印刷所				
計	700,000	立候補準備の ための支出	400,000	選挙運動の ための支出	300,000			

立札、看板、たすき、拡声機、新聞広告等の費用



5 支出の部 (広告費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	15,000	立候補 準備	拡声機借上	〇〇市K町7	Kリース商会			
〃	3,000	〃	たすき代	〇〇市K町10	K洋裁店			
〃	17,000	〃	事務所用看板	〇〇市K町20	K看板店			
月 日	25,000	〃	自動車用看板	〇〇市K町20	K看板店			
計	60,000	立候補準備の ための支出		60,000	選挙運動の ための支出			

紙、筆記類その他選挙事務所等で使用する消耗品



5 支出の部 (文具費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	3, 0 0 0	立候補 準備	ボールペン他	〇〇市L町8	L文具店			
月 日	7, 0 0 0	〃	ダンボール箱	〇〇市L町15	A商事(株)			
計	1 0, 0 0 0	立候補準備の ための支出	1 0, 0 0 0	選挙運動の ための支出				

湯茶、菓子その他法律で認められた（届出のあった）運動員等に提供する弁当代等

5 支出の部（食糧費）

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	5,000	選挙 運動	菓子代	〇〇市M町15	M菓子店			
月 日	30,000	〃	仕出し弁当代	〇〇市M町12	M食堂			1食1,000円 ×30食
月 日	15,000	〃	運 動 員 費 用 弁 償	〇〇市M町2	E野次郎			1食1,000円 3食×5日
計	50,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出	50,000		

休泊費の内容は、休泊費と宿泊費を含めた意味である。

↓  
候補者にかかるものは、含まれない。

5 支出の部 (休泊費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	24,000	選挙 運動	運動員 宿泊料	〇〇市M町3	乙山太郎	団体職員		1泊12,000円 ×2日
月 日	36,000	〃	運動員 宿泊料	〇〇市K町3	甲山次郎	会社員		1泊12,000円 ×3日
計	60,000	立候補準備の ための支出			選挙運動の ための支出	60,000		

光熱水費、その他これまでの区分のいずれにも該当しないものにかかる出費は、これに含める。

5 支出の部 (雑費)

月 日	金額又は見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
月 日	17,000	立候補 準備	ベニヤ板他	〇〇市N町9	N材木店			
月 日	10,000	選挙 運動	電気料	〇〇市N町10	N電力(株)			
〃	5,000	〃	水道料	〇〇市N町15	〇〇市水道局			
計	32,000	立候補準備の ための支出		17,000	選挙運動の ための支出	15,000		

10項目に区分した支出の合計額を記入する  
 第2回目の報告がある場合は、第1回目の報告を記入する。  
 「計」と「前回計」の合計を記入する。

5 支出の部 (合計)								
計 (1)	立候補準備のための支出		前回計 (2)	立候補準備のための支出	0	総額 (1) + (2)	立候補準備のための支出	
	選挙運動のための支出			選挙運動のための支出	0		選挙運動のための支出	
	計			計	0		計	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

報告提出日の日付を記載する。

令和8年 月 日

出納責任者 住所 与那原町字 番  
 氏名 与那原太郎 印

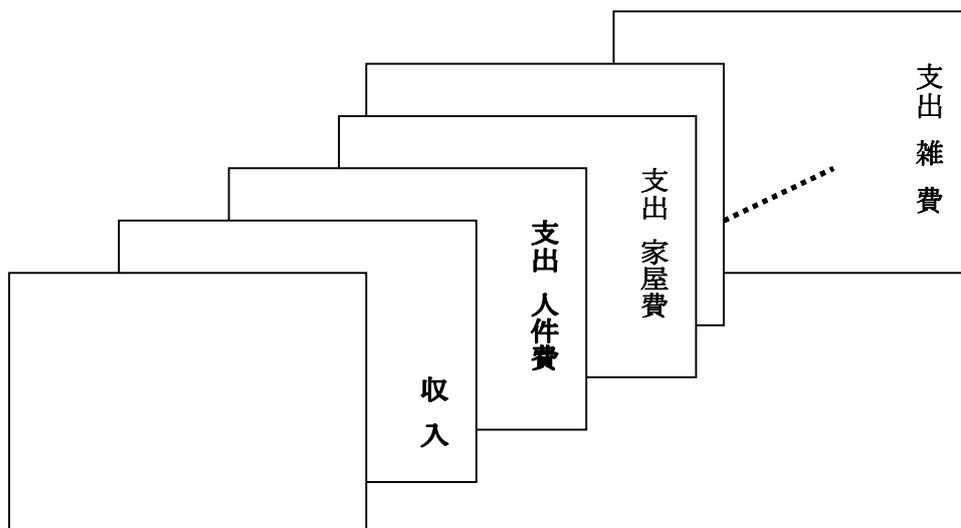
「出納責任者届印」に押印した印を使用する。

備考

- 1 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 支出の部中「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 4 清算届出後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額を合わせて総額の欄に記載するものとする。

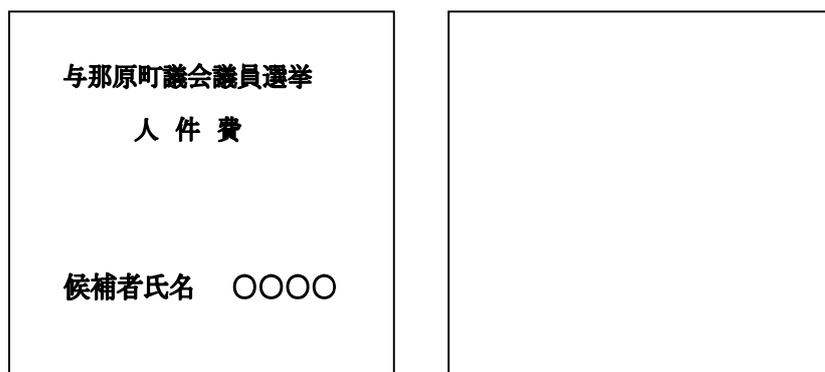
### ○ 収支報告書の綴り方

収支報告書は、次のように綴り込んでください。



### ○ 領収書（写し）の綴り方

領収書（写し）は、次のように作成して費目ごとに綴り込み、収支報告書とは分けてください。



- ※ 1 領収書の写しを貼りつけた紙の右余白に各費目ごとに一連番号を付し、収支報告書の右余白にもその一連番号を付して合致させてください。
- ※ 2 領収書のあて名は、必ず候補者の個人名で発行してもらってください。後援会宛で発行されていると、受理できませんので注意してください。

### Ⅲ 寄附の禁止

## 1 町と特別の関係がある者の寄附の禁止（法199、200）

次の者は、選挙に関し寄附をしてはいけません。

- (1) 町と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者
- (2) 会社、その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資について町から利子補給金の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた場合には、その融資を受けている会社、その他の法人。（ただし、その利子補給金が交付されてから一年を経過している場合、又はその利子補給金の交付の決定の全部が取り消された場合は、禁止されません。）

何人も、このような町と特別な関係にある者に対して、選挙に関し、寄附を勧誘したり又は要求してはならないし、また、このような者から寄附を受けてはなりません。

## 2 候補者等の寄附の禁止（法199の2）

候補者又は候補者となろうとする者は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。この場合、その寄附が選挙に関する否とを問わず、また、時期のいかんを問わず禁止されます。ただし、その候補者等の後援会以外の政党及びその他の政治団体にする場合又は候補者等の親族にする場合は禁止されません。

何人も、候補者又は候補者になろうとする者に対して、その選挙区内にある者に対し寄附を勧誘し又は要求してはなりません。

## 3 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止（法199の3）

候補者又は候補者になろうとする者が、その役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又は、これらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体に対して寄附することは禁止されません。

## 4 候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止（法199の4）

候補者又は候補者となろうとする者の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体は、今回の選挙に関しその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。ただし、政党その他の政治団体に寄附するとか、その氏名を冠された候補者等に寄附することは禁止されません。

## 5 後援団体に関する寄附の禁止（法199の5）

- (1) 後援団体は、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。
- (2) 候補者又は候補者となろうとする者は、自分の後援団体に対し当該選挙の任期満了の前日90日目から投票日までの間は寄附をすることはできません。ただし、政治資金規正法第19条第2項の規定に基づき、候補者とその政治資金を取り扱わせるため指定し、届け出た後援団体（資金管理団体）に対しては、時期のいかんを問わず、候補者は当該団体に寄附をすることができます。

## 6 公職選挙法による寄附の制限一覧

寄附をしてはならない者	禁 止 期 間	禁 止 の 内 容
①国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公職選挙法199条①	契約の当事者である間	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
②地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 公職選挙法199条①		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
③国から利子補給の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公職選挙法199条②	利子補給金の交付決定の通知を受けた日から、現実に金額の交付あった日から起算して1年を経過した日まで	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関して
④地方公共団体から利子補給金の交付を受け融資を行っている者から融資を受けている会社その他の法人 公職選挙法199条②		当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して
⑤公職の候補者等 公職選挙法199条の2	時期を問わず	当該選挙区内にある者に対して <b>例外</b> 1. 政治団体に対してする場合 (政治団体が後援団体であるときは⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。) 2. 公職の候補者等の親族に対してする場合 3. 公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するため選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く)としてする場合 (この講習会等には参加者に対して饗応接待が行われるような集会は含まれないし、この講習会等が選挙区外で行われる場合も例外には当たらない。 また⑨、⑩に掲げる期間行われる場合も禁止される。)
⑥公職の候補者等がその役員又は構成員である会社その他の法人又は団体 公職選挙法199条の3		公職の候補者等の氏名を表示又は類推されるような方法で、当該選挙区内の者に対して <b>例外</b> [政治団体に対してする場合]
⑦公職の候補者等の氏名又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人又は団体 公職選挙法199条の4		当該選挙に関してその選挙区内の者に対して <b>例外</b> [政治団体又は公職の候補者等に対してする場合]
⑧後援団体(政治団体のうち、特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの) 公職選挙法199条の5①		当該選挙区内にある者に対して <b>例外</b> 1. 政治団体又は当該公職の候補者等に対してする場合 2. 団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附 ⑨、⑩に掲げる期間は禁止される。また、花輪、供花、香典、祝儀類も禁止される。
⑨何人も 公職選挙法199条の5②		・任期満了の前90日 ・解散の翌日 ・選挙を行うべき事由が生じた旨選管が告示した日の翌日からその選挙の投票日まで
⑩公職の候補者等 公職選挙法199条の5③		自己に係る後援団体(資金管理団体を除く。)に対して

(注) (1) ⑤の場合、逆に何人も公職の候補者に対して、公職の候補者等の選挙区内にある者に対する寄附を勧誘したり要求したりすることも禁止される(家族が公職の候補者に要求する場合は除く。)

## IV 證明書類

## 選挙運動用通常葉書使用証明書

与那原町長選挙候補者  
氏 名

上記の者は、令和8年4月19日執行の与那原町長選挙の候補者であって、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

令和8年4月14日

与那原町長選挙  
選挙長 伊集京美 印

選挙用表示をする郵便事業株式会社の営業所の名称		配達事務を取り扱う郵便事業株式会社の営業所		
局名及び月日	区分	枚数	取扱者印	備考



## 選挙郵便物差出票

### 1. 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が100通以内となるまで同一のものを差し出しのつど使用するものとし、1回の差出通数または差出通数の累計が100通を超えることとなるときは、その超える分につき100通以内ごとに別様の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回差出ごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差し出し時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に200通以上を差し出すときは、100通の整数倍となる通数につき、100通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとじ合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に100通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとじ合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押しこと。

### 2. 郵便差し出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、かならず差出票を添えて集配郵便事業株式会社の営業所の窓口へ差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

## 新聞広告掲載証明書

候補者名	住所	
	所属党派	
	氏名	
	立候補届出年月日	令和8年4月14日

上記の者は、令和8年4月19日執行の与那原町長選挙の候補者であって、公職選挙法第149条第4項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

令和8年 月 日

与那原町長選挙  
選挙長 伊集京美

